

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月12日

【四半期会計期間】 第72期第1四半期
(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 株式会社大気社

【英訳名】 Taikisha Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上山 悟

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 (03) 3365 5320 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 加藤 考二

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 (03) 5338 5053

【事務連絡者氏名】 経理部 経理課長 阿部 大全

【縦覧に供する場所】 株式会社大気社大阪支社
(大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
新ダイビル)

株式会社大気社関東支店
(さいたま市大宮区宮町四丁目123番
大栄ツインビルS館)

株式会社大気社中部支店
(名古屋市中区錦二丁目2番2号
名古屋丸紅ビル)

株式会社大気社塗装システム事業部オートメーション事業所
(座間市小松原二丁目14番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第1四半期 連結累計期間	第72期 第1四半期 連結累計期間	第71期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
完成工事高 (百万円)	41,064	38,098	212,424
経常利益 (百万円)	1,797	1,265	12,343
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	980	791	7,084
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,786	2,349	1,063
純資産額 (百万円)	97,947	91,829	95,921
総資産額 (百万円)	177,698	166,898	189,566
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	28.08	22.91	204.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.5	52.5	48.0

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国では個人消費を中心に堅調に推移し、欧州でも緩やかな回復基調が続きました。アジアでは、中国の減速基調が続くなど、設備投資は総じて足踏み傾向が見られました。日本経済は、円高の進行に伴い企業業績の改善が鈍化したものの、企業の設備投資は緩やかな増加基調となり、個人消費も雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移するなど、全体として緩やかな景気回復が進みました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当第1四半期連結累計期間における受注工事高は、国内では増加したものの、中国やタイなどの海外で減少したことにより、450億48百万円(前年同四半期比28.4%減少)となり、うち海外の受注工事高は、152億96百万円(前年同四半期比58.2%減少)となりました。

完成工事高は、国内や北米などにおいて工事量が増加したものの、タイなどで減少したことにより、380億98百万円(前年同四半期比7.2%減少)となり、うち海外の完成工事高は、186億86百万円(前年同四半期比24.1%減少)となりました。

利益面につきましては、完成工事高が前年同四半期比で29億66百万円減少したことなどにより、営業利益は10億7百万円(前年同四半期比5億56百万円減少)、経常利益は12億65百万円(前年同四半期比5億32百万円減少)、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億91百万円(前年同四半期比1億89百万円減少)となりました。

セグメントごとの業績(セグメント間の内部取引高を含む)は次のとおりであります。

環境システム事業

受注工事高は、ビル空調分野において受注を伸ばしたものの、タイなどで前年同四半期を下回り、減少しました。完成工事高は、国内の産業空調分野において工事量が増えたものの、タイなどで前年同四半期を下回り、減少しました。

この結果、受注工事高は、319億15百万円(前年同四半期比9.1%減少)となりました。このうちビル空調分野は、133億55百万円(前年同四半期比33.9%増加)、産業空調分野は、185億59百万円(前年同四半期比26.1%減少)となりました。完成工事高は、249億79百万円(前年同四半期比7.1%減少)となりました。このうちビル空調分野は、71億32百万円(前年同四半期比1.0%減少)、産業空調分野は178億47百万円(前年同四半期比9.3%減少)となりました。セグメント利益(経常利益)につきましては11億82百万円(前年同四半期比1億19百万円減少)となりました。

塗装システム事業

受注工事高は、前年同四半期に中国において自動車メーカーの大型設備投資があったことによる反動減などにより、減少しました。完成工事高は、北米や中国などにおいて工事量が増えたものの、タイなどで前年同四半期を下回り、減少しました。

この結果、受注工事高は、131億33百万円(前年同四半期比52.9%減少)となり、完成工事高は、131億29百万円(前年同四半期比7.4%減少)となりました。セグメント損失(経常損失)につきましては53百万円(前年同四半期は2億88百万円のセグメント利益)となりました。

区分		前第1四半期 連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) (百万円)	増減率 (%)
受注工事高				
環境システム事業	ビル空調	9,972	13,355	33.9
	産業空調	25,120	18,559	26.1
	小計	35,092	31,915	9.1
	(うち海外)	(11,039)	(4,957)	(55.1)
塗装システム事業		27,855	13,133	52.9
(うち海外)		(25,532)	(10,339)	(59.5)
合計		62,948	45,048	28.4
(うち海外)		(36,572)	(15,296)	(58.2)
完成工事高				
環境システム事業	ビル空調	7,203	7,132	1.0
	産業空調	19,687	17,847	9.3
	小計	26,891	24,979	7.1
	(うち海外)	(12,207)	(8,266)	(32.3)
塗装システム事業		14,173	13,129	7.4
(うち海外)		(12,409)	(10,430)	(15.9)
合計		41,064	38,108	7.2
(うち海外)		(24,617)	(18,697)	(24.0)

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は前連結会計年度末に比べ13.4%減少し、1,287億38百万円となりました。これは未成工事支出金が8億73百万円増加し、現金預金が122億8百万円、受取手形・完成工事未収入金等が101億64百万円それぞれ減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定資産は前連結会計年度末に比べ6.6%減少し、381億59百万円となりました。これは投資有価証券が20億86百万円、有形固定資産が3億49百万円それぞれ減少したことなどによります。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ12.0%減少し、1,668億98百万円となりました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は前連結会計年度末に比べ20.0%減少し、667億65百万円となりました。これは支払手形・工事未払金等が102億28百万円、未成工事受入金が30億88百万円それぞれ減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定負債は前連結会計年度末に比べ18.2%減少し、83億3百万円となりました。これはその他のうち繰延税金負債が7億59百万円減少したことなどによります。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の負債合計は前連結会計年度末に比べ19.8%減少し、750億69百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は前連結会計年度末に比べ4.3%減少し、918億29百万円となりました。これは為替換算調整勘定が13億76百万円、その他有価証券評価差額金が13億61百万円それぞれ減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為を行う大量買付者による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為を行う大量買付者の中には、その目的等に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある場合や株主の皆様当社株式の売却を事実上強要する場合等、不適切な大量買付行為が実施される場合も存在すると考えております。

このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する不適切な大量買付行為が実施される場合には、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間を確保することや当社が大量買付者との交渉の機会を確保することが必要であると考えております。

さらに、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

このように、当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

以上の企業理念・経営ビジョンに基づき、平成29年3月期から平成31年3月期までの3ヶ年を計画期間とした中期経営計画の下、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

また、当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月31日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する対応策（買収防衛策）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第63回定時株主総会、平成22年6月29日開催の当社第65回定時株主総会、平成25年6月27日開催の

当社第68回定時株主総会及び平成28年6月29日開催の当社第71回定時株主総会において、その継続について株主の皆様にご承認をいただいております（以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、原則として、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告に従って、大量買付行為に対する対抗措置を発動するための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、又は大量買付ルールを順守している場合であっても、当該大量買付行為が、合理的かつ詳細に定められた客観的要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められるものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

前記取組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

ア の取組みについて

上記「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ の取組みについて

当社は、上記「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した取組みは、以下の各理由により、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア) 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた()企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、()事前開示・株主意思の原則、()必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。

(イ) 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

(ウ) 株主の皆様のご意思の重視と情報開示

本プランの有効期間は、当社第71回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会(平成31年6月開催予定の当社第74回定時株主総会)の終結の時までとなっております。

ただし、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様のご意思を尊重した形になっております。

さらに、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために、株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を開催することができるものとし、対抗措置の発動について、株主の皆様のご意思を尊重して行うことを明らかにしております。

そして、株主の皆様にご、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

(工) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、本プランの導入及び継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、また、一定の場合には、株主意思確認株主総会を開催することができ、株主の皆様の過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(オ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億70百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,782,009	36,782,009	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	36,782,009	36,782,009	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年6月30日	-	36,782,009	-	6,455	-	7,297

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成28年3月31日の株主名簿により記載をしております。

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,219,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,530,500	345,305	-
単元未満株式	普通株式 32,509	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	36,782,009	-	-
総株主の議決権	-	345,305	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式61株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大気社	東京都新宿区 西新宿 8 - 17 - 1	2,219,000	-	2,219,000	6.03
計	-	2,219,000	-	2,219,000	6.03

(注) 当第1四半期会計期間末日の自己株式数は2,219,139株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	44,001	31,793
受取手形・完成工事未収入金等	92,718	82,554
有価証券	13	11
未成工事支出金	1,907	2,780
材料貯蔵品	283	308
その他	10,199	11,708
貸倒引当金	433	418
流動資産合計	148,690	128,738
固定資産		
有形固定資産	7,750	7,401
無形固定資産		
のれん	3,024	2,857
その他	1,512	1,647
無形固定資産合計	4,536	4,505
投資その他の資産		
投資有価証券	22,469	20,383
退職給付に係る資産	3,203	3,072
その他	2,948	2,827
貸倒引当金	32	30
投資その他の資産合計	28,589	26,253
固定資産合計	40,876	38,159
資産合計	189,566	166,898
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	49,214	38,986
短期借入金	5,261	4,910
未払法人税等	2,045	440
未成工事受入金	15,905	12,817
賞与引当金	-	98
完成工事補償引当金	1,346	1,257
工事損失引当金	190	83
役員賞与引当金	129	-
厚生年金基金解散損失引当金	247	247
その他	9,154	7,924
流動負債合計	83,493	66,765
固定負債		
長期借入金	1,383	1,227
役員退職慰労引当金	106	39
退職給付に係る負債	1,646	1,551
その他	7,015	5,485
固定負債合計	10,152	8,303
負債合計	93,645	75,069

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,455	6,455
資本剰余金	7,344	7,343
利益剰余金	73,943	73,295
自己株式	5,127	5,127
株主資本合計	82,615	81,966
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,908	6,547
繰延ヘッジ損益	7	98
為替換算調整勘定	1,528	152
退職給付に係る調整累計額	1,036	1,196
その他の包括利益累計額合計	8,409	5,602
非支配株主持分	4,896	4,260
純資産合計	95,921	91,829
負債純資産合計	189,566	166,898

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
完成工事高	41,064	38,098
完成工事原価	34,931	32,682
完成工事総利益	6,133	5,415
販売費及び一般管理費	4,570	4,408
営業利益	1,563	1,007
営業外収益		
受取利息	125	128
受取配当金	147	173
不動産賃貸料	22	25
為替差益	29	-
貸倒引当金戻入額	-	1
その他	45	76
営業外収益合計	370	405
営業外費用		
支払利息	37	31
不動産賃貸費用	4	4
為替差損	-	43
貸倒引当金繰入額	0	-
持分法による投資損失	42	43
その他	50	24
営業外費用合計	136	147
経常利益	1,797	1,265
特別利益		
固定資産処分益	1	0
投資有価証券売却益	22	5
独占禁止法関連損失引当金戻入額	87	-
特別利益合計	111	6
特別損失		
固定資産処分損	0	0
投資有価証券売却損	0	-
投資有価証券評価損	0	152
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	23	-
特別損失合計	24	152
税金等調整前四半期純利益	1,883	1,118
法人税、住民税及び事業税	374	359
法人税等調整額	363	46
法人税等合計	737	406
四半期純利益	1,145	712
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	165	79
親会社株主に帰属する四半期純利益	980	791

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	1,145	712
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	952	1,361
繰延ヘッジ損益	25	90
為替換算調整勘定	563	1,595
退職給付に係る調整額	277	158
持分法適用会社に対する持分相当額	0	36
その他の包括利益合計	640	3,061
四半期包括利益	1,786	2,349
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,744	2,015
非支配株主に係る四半期包括利益	41	334

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したJ-CO America Corporationを連結の範囲に含めており ます。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
(会計方針の変更) (繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下 「回収可能性適用指針」という。)を当第1四半期連結会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関 する会計処理の方法の一部を見直しております。 回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、 当第1四半期連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3) から に該当する定めを適用した 場合の繰延税金資産の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産の額との差額を、当第1四半期連結会計期間の期 首の利益剰余金及び非支配株主持分に加算しております。 この結果、当第1四半期連結会計期間の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が12百万円、利益 剰余金が11百万円、非支配株主持分が0百万円それぞれ増加しております。 (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対 応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建 物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微で あります。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	311百万円	315百万円
のれんの償却額	50百万円	46百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,127	32.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,451	42.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	環境システム 事業 (百万円)	塗装システム 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	26,891	14,173	41,064	-	41,064
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	26,891	14,173	41,064	-	41,064
セグメント利益	1,301	288	1,590	206	1,797

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額206百万円は、各報告セグメントに配分していない全社損益(全社収益と全社費用の純額)202百万円及びその他の調整額3百万円が含まれております。全社損益は、主に報告セグメントに帰属しない受取配当金等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	環境システム 事業 (百万円)	塗装システム 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	24,976	13,121	38,098	-	38,098
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	7	10	10	-
計	24,979	13,129	38,108	10	38,098
セグメント利益又は損失()	1,182	53	1,235	135	1,370

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失()の調整額135百万円は、各報告セグメントに配分していない全社損益(全社収益と全社費用の純額)138百万円及びその他の調整額2百万円が含まれております。全社損益は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、受取配当金等であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益	28.08円	22.91円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	980	791
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	980	791
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,903	34,562

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月12日

株式会社大気社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂 本 裕 子
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 聡 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大気社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大気社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。